

令和 3 年 第 1 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 8 月 1 5 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	庭野正和
委員	井戸道代
委員	平井俊一
委員	蓮沼千秋

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		近津勉
	学校施設課長	石塚修

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和３年第１５回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は２名の方から傍聴の申出がございますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第１、署名委員を決定いたします。平井委員と蓮沼委員にお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第２５号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	それでは、御説明させていただきます。お手元には江戸川区登録・指定文化財候補案件の諮問についてという書面をご用意させていただいてございます。江戸川区登録・指定文化財の候補案件につきまして、今回、下記にお示ししております記書きの２点、１号議案、２号議案と付してございますが、この２点につきましてお示ししているものでございます。本日ご承認いただけましたならば、８月後半に書面開催を予定してございます。文化財保護審議会への諮問を行うということで進めさせていただければというものでございます。 記書きの１番でございますが、第１号議案といたしまして、下鎌田の富士講用具（追加指定）４点でございます。所有者は秋元瑞穂氏でございます。①の概要にございますように、４点につきましては、「秋元米作手記」と「御見抜箱」、「御見抜袋」、「お伝え」の４点でございます。いずれも江戸川区指定無形民俗文化財「下鎌田の富士講」の先達に伝来する掛軸や記録類として平成２９年度に「下鎌田の富士講用具及び関連資料」として指定した、その関連資料でございます。指定した後の調査におきまして判明したものでございますので、今回、追加指定ということで諮問をかけさせていただきたいというものでございます。②の諮問理由にございますように、区内に存在する

唯一の富士講であります「割菱八行講」の手記と用具でございます。手記は昭和30年から平成15年までの約50年間にわたりまして、毎年の富士登拝の記録、また、講に関わる事項等を記載しているものでございます。近代の記録ではありますが、講の活動を知るうえで貴重な史料となっているものであります。用具は、比較的状态が良好で、かつての活動を伝え、また現在も継続する講の活動を理解するうえで貴重なものとして、民俗資料として諮問するものでございます。下に写真がございしますが、左下にございするのが手記でございます。前の先達でありました方の手記ということで、いわゆる大学ノートに記載をした50年分の記録でございます。下段の右側にございするのが、御見抜箱でございますが、御見抜と申しますのが、いわゆる掛軸であります。祭礼を行う際に本尊として掲げる掛軸でございます。その掛軸を収蔵するための箱として、こちら御見抜箱がございします。

裏面をご覧くださいますと、この御見抜箱を収納する御見抜袋、裏面の左上のほうにございしますが、こちらの袋がございします。上段の右側にございしますお伝えでございますが、こちらがいわゆる経文でございます。……といたしまして、これまでの歴代の講の代表者のお名前が記載をされているものでございます。

続いて、第2号議案でございます。東小松川上之庭の水神講でございます。所有者は、上之庭水神講でございます。概要にございますように、毎年6月25日に祭礼を行うというのがこの水神講の行事です。小松川境川親水公園内に鎮座する水神宮を奉仕する団体で、現在は東松一丁目町会と東四町会が交替でこの任にあたっております。町会が交替で行事を行うということで、いわゆる講の形態は失われてございますが、これらの町会が合同で地域の水神宮を継続して守り、行事を伝えているものでございます。②の諮問理由にございますように、旧東小松川村には上之庭、新道、中之庭、入之庭、大江川、渡し場、品清という集落がございました。これらの集落ではそれぞれの水神社が祀られていたとされてございます。現在もこれらのうち、入之庭、大江川、渡し場でも水神講が組織をされてございまして、これらの三つにつきましては、区の無形民俗文化財として登録をされているところでございます。今回の上之庭の水神講につきましても既に登録されている旧東小松川村のこれらの水神講と同様の行事を継承しているものとして、非常に貴重なものでございまして、民俗・習慣として文化財とするか、諮問をさせていただくというものでございます。

教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
蓮 沼 委 員	いずれも優れた文化財だと思いますが、これは実際どこで保存されているのですか。
教育推進課長	下鎌田の富士講のほうかと思いますが、いわゆる講の代表者の方を先達と申しますが、先達の方からお話いただいているものでございます。祭礼を行う際にこれらのものを、ご自宅でやる場合もありますし、ほかのご自宅でやる場合もあります。また、富士山に登って登拝する場合もこれらを持ってするというものでございます。
庭 野 委 員	今のご説明の中で祭礼ということがあったのですけれども、祭礼と富士山に登る、実際に行くということがありますよね。多分、講だから。それはどういうふうに違うのでしょうか。
教育推進課長	富士山に登る祭礼に登拝と申しますが、大きなくくりで言うと祭礼でございます。そのほかにもこちらの団体では、年始のときの行事があるとお伺いしてございます。また、富士山の開山の時期にあわせまして、地域の富士塚で行う祭礼があり、実際に年二回富士山に登る登拝があります。現在は行われておりませんが、かつて行われていたものとしては、毎月一回祭礼を行う月次祭がございました。
庭 野 委 員	ありがとうございました。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第25号議案は原案のとおり、決定することによろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。いじめ電話相談（令和3年度7月分）について、事務局より説明をお願いいたします。

近津教育研究所長	それでは、私からいじめ電話相談（令和３年度７月分）につきまして、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。令和３年度７月のいじめ電話相談は１件でございました。この間、１学期間で合計いたしますと、６件の相談を受けつけたところになります。ちなみに、１学期間で令和２年度は８件、令和元年度は９件、平成３０年度は６件ということで、この１学期間の件数としては例年並みに相当すると考えてございます。 ７月の電話相談の学齢別と男女別件数ですが、小学校５年生の男子に関する相談が１件でした。相談の内容でございますが、主訴といたしましては、暴力ということで、主に叩かれる、あるいはひっかかれるといったようなものです。さらに、持ち物に関してというところで持ち物を汚されるという内容でございました。架電者は母親でございます。 本件、電話相談がございましたのは、７月２０日でございましたけれども、その後、特に本件に関わる継続的な相談というのはございません。お電話いただいた母親からは、この内容については、学校にも相談しているけれども、今後、どのような対応をとっていくかということで、助言が欲しいというような趣旨のご相談でございました。
教 育 長	この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
庭 野 委 員	これは一度だけ電話があったということですが、学校と保護者、本人との連絡はうまくいっているのですか。この暴力というのは収まっているのでしょうか。
教育研究所長	電話があったのは７月２０日ということでございますので、その後、夏季休業日に入っております。夏季休業日も学校がこの方と話し合いをしているものというふうには考えますが、現状、子どもたちは接触していない状況でございますので、今後また、二学期が再開してからの経過観察になろうかと思えます。
庭 野 委 員	夏季休業日に入ったということで、一旦、子どもたちの環境もそこで切れるのではないかと思いますけれども、また再開したとき、８月の終わりですか、十分注意して見守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長	ほかによろしいでしょうか。 他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和３年第１５回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時１３分
-------	---